

議案第 18 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 日出町手数料条例（昭和 51 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(31) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）第 25 条の規定に該当する者

別表第 1 住民票及び戸籍の附票の写しの交付事務の部を次のように改める。

		住民基本台帳法 （昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項又は第 12 条の 3 第 1 項、第 2 項 若しくは第 8 項 の規定に基づく	1 件	300 円 （絵柄入りにあつては、400 円）	
--	--	--	-----	----------------------------	--

住民基本 台帳に関 する事務	交付手 数料	住民票の写しの 交付			
		住民基本台帳法 第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に基 づく住民票の写 しの交付	1 件	3 0 0 円	
		住民基本台帳法 第 1 2 条第 1 項 又は第 1 2 条の 3 第 1 項、第 2 項若しくは第 8 項の規定に基づ く住民票に記載 をした事項に関 する証明書の交 付	1 件	3 0 0 円	
		住民基本台帳法 第 1 5 条の 4 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項 において準用す る同法第 1 2 条 の 3 第 8 項の規 定に基づく除票 の写しの交付	1 件	3 0 0 円	
		住民基本台帳法			

		第 1 5 条 の 4 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項 において準用す る同法第 1 2 条 の 3 第 8 項の規 定に基づく除票 に記載をした事 項に関する証明 書の交付	1 件	3 0 0 円	
		住民基本台帳法 第 2 0 条 第 1 項、第 3 項又は 第 4 項の規定に 基づく戸籍の附 票の写しの交付	1 件	3 0 0 円	
		住民基本台帳法 第 2 1 条 の 3 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項 において準用す る同法第 1 2 条 の 3 第 8 項の規 定に基づく戸籍 の附票の除票の 写しの交付	1 件	3 0 0 円	

別表第 1 住民票の閲覧事務の部区分の欄中「住民票」を「住民基本台帳法
第 1 1 条 の 2 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に改

める。

第 2 条 日出町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 住民基本台帳に関する事務の部中「第 20 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項」を「第 20 条第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項において準用する同法第 12 条の 3 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 9 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律による戸籍事項の証明に係る手数料を無料にし、及び住民基本台帳法の改正に伴い条例を整備したいので提出する。